《〒○○○-○○○》 埼玉県《○○市○○》 《○○ ○○》 様 《No.○》

このお知らせは、平成30年度中に後期高齢者健康診査を受けた方のうち、生活習慣病に関連する項目で一定基準値を超過(又は不足)した方へ送付しています。

令和元年5月20日

見本

₹ 330-0074

さいたま市浦和区北浦和5丁目6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階

埼玉県後期高齢者医療広域連合

医療機関への受診勧奨のお知らせ

(健康に関する大切なお知らせです。)

平素、後期高齢者医療制度の運営にご理解及びご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 日ごろの健康管理においては、健康診査を受けるだけでなく、検査結果に異常があった場合は「病院などの医療機関を受診して、適切な治療を行うこと」が重要です。特に、 高血糖、高血圧、脂質異常などの状態を放置してしまうと、生活習慣病が悪化し、糖尿病や心疾患、脳血管疾患といった重篤な症状を招いてしまうおそれがあります。

平成30年度の健診結果は、次のとおりでした。〈受診日:平成30年5月15日〉

血糖(HbA1c)	血圧(収縮期)	中性脂肪	HDL コレステロール	LDL コレステロール
$(4.6 \sim 5.6\%)$	(130mmHg 未満)	(30~150mg/dl)	(40~90mg/dl)	(70~120mg/d1)
<u>6.0</u> %	<u>172</u> mmHg	198 mg/dl	<u>32</u> mg/d1	<u>135</u> mg/dl
	☞要治療!	(要医療)	☞要治療!	(要医療)

※ ()内は、一般に正常とされる範囲(参考基準値)。詳細は、別添チラシ参照。

☆健診の結果を受けて、医療機関を受診しましたか? まだ、受診していない方は、すぐにかかりつけ医やお近くの病院で相談し、必要な検査や治療を受けましょう!

- ※ 再検査や治療には保険が適用されます(自己負担分は有料です。)。
- ※ 既に医療機関を受診している場合や、値が改善している場合につきましては、行き 違いですのでご容赦ください。
- ※ このお知らせとは別に、**お住まいの市町村の職員が電話や訪問による状況確認や受 診勧奨を行うこと**がありますので、ご了承ください。

☆ お問合せ先 ☆

埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課 電話:048-833-3130